

保護者 様

令和 年 月 日

安中市立東横野小学校
校 長 新井 茂樹

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが、下記に該当する病気にかかれたようですが、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。欠席扱いにはなりません。主治医から登校の許可ができるまでは、十分に休養をとってください。主治医から登校の許可がでましたら、下記の「証明書」に記入していただき、学校に提出してください。

感染症と出席停止の期間

	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る)鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症	病気が治って、医師の許可があるまで
第2種	インフルエンザ (H5N1 新型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	熱が下がって、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状がなくなって2日を経過するまで
	結核	医師の許可があるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病	症状により医師が伝染のおそれがないと認め、許可があるまで

主治医 様

お手数ですが、感染症のようでしたら下記の証明書のご記入をお願いいたします。

安中市立東横野小学校長

きりとり線

学校長 様

証 明 書

年 組 氏名

病名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、他への感染のおそれなくなりましたので、

月 日より出席してもよいと思われます。

令和

年

月

日

医師

印